
震災対策編

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下本編において「法」という。）第42条の規定に基づき阿賀野市防災会議が策定する阿賀野市地域防災計画のうち、地震災害に関する計画であり、本市地域における震災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

3 関連計画との整合

この計画は、過去における大規模な地震等による災害の経験をもとに、本市の自然条件、社会条件等を踏まえ、本市における震災対策に関する計画を定めるものであり、策定に当たっては、指定行政機関及び指定公共機関の長が策定する「防災業務計画」や「新潟県地域防災計画 震災対策編」等の他の計画との調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるとときは、これを修正する。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整えるものとする。

第2節 住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

(1) 住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組合せて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、市、県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や企業等が連携して行う防災活動を促進することで、住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関が一体となって最善の対策をする。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるような体制構築を目指す。

たとえ、大規模な地震が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い阿賀野市」を実現していく。

以下、風水害対策編第1章第2節「住民及び企業等、地域、市、県並びに防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3節 阿賀野市の自然条件と過去の地震災害

1 地形・地質の概要

風水害対策編第1章第3節「阿賀野市の自然条件」の「1 地形・地質の概要」に記載のとおりとする。

2 過去の地震被害

市においては、平成7年4月に発生した新潟県北部地震で住宅及びライフラインが被害を受けており、災害救助法の適用を受けている。

また、古地震跡として遺跡の発掘により、都辺田遺跡（約5000年前、約3600年前）、野中遺跡（約4000年前）、腰廻遺跡（約1000年前）頃に、地震があったことが推測され、五頭山麓地域では、計4回の地割れや液状化を起こすほどの強い地震があったとみられている。

近年の地震災害履歴は次のとおりである。

日付	名称	地域	内 容
昭和 39 年 6 月 16 日	新潟地震 (M7.5)	安田地区	全壊住宅 3 棟、非住宅 5 棟、半壊住宅 15 棟、非住宅 23 棟、瓦半製品、陶管等 175 万円相当の被害
		京ヶ瀬地区 北部	住宅全壊 11 棟、半壊 25 棟、非住家全半壊 69 棟、被害額 116,000 千円
		水原地区	瓢湖周辺から西外城・北新町・本町北側の軟弱地盤家屋で全半壊が多発し、激甚災害法が適用された。 本町通などの家屋密集地で家屋が将棋倒しのように、隣接家屋に被害が波及した。 水原町の震度 5、全壊 85 棟、半壊 205 棟
平成 7 年 4 月 1 日	新潟県 北部地震 (北蒲直下 型地震、 M5.0)	京ヶ瀬地区 (震度 4)	軽症 2 名、住家一部破損 1 棟、非住家半壊 1 棟、上水道被害 20 件、ブロック塀等倒壊 2 件 被害総額 1,834 千円
		水原地区 (震度 5)	天神堂・千原・沖通り地区に被害が集中 全壊 1 棟、半壊 48 棟
		笛神地区 (震度 5)	重症 2 名、軽症 40 名、全壊住家 52 棟、半壊住家 98 棟、水道断水 4 件 被害総額 4,748,595 千円 災害救助法適用
平成 16 年 10 月 23 日	新潟県 中越地震 (M6.8)	新潟県 (震度 7)	死者 68 名、重傷者 632 名、軽傷者 4,163 名 全壊 3,175 棟、半壊 13,810 棟、一部損壊 104,619 棟
平成 19 年 7 月 16 日	新潟県 中越沖地震 (M6.8)	新潟県 (震度 6 強)	死者 15 名、重傷者 341 名、軽傷者 1,975 名 全壊 1,331 棟、半壊 5,710 棟（うち大規模半壊は 856 棟）、一部損壊 37,277 棟
平成 23 年 3 月 12 日	長野県 北部地震 (M6.7)	新潟県 (震度 6 弱)	重傷者 1 名、軽傷者 44 名 全壊 39 棟、半壊 258 棟、一部損壊 2,089 棟
令和元年 6 月 18 日	山形県沖 地震 (M6.7)	新潟県 (震度 6 強)	重傷者 4 名、軽傷者 3 名 半壊 21 棟、一部損壊 603 棟

※ 平成 16 年以降の地震の震度表記は、県内における最大震度

第4節 複合災害時の対策

積雪は、地震の被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因となることが考えられる。

このため、市は、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておく必要がある。

1 被害拡大要因

(1) 家屋被害の拡大

屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が多く発生するおそれがある。

(2) 火災の発生

家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大するおそれがある。

また、各建物は多量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすおそれがある。

(3) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発するおそれがある。特に、降雪が多く積雪が不安定の場合は、表層雪崩の発生も懸念される。

(4) 人的被害の多発

家屋倒壊、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や後述の雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車等に被害が及ぶおそれがある。

2 応急対策阻害要因

(1) 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落が多発するおそれがあり、また、積雪により被害状況の把握が困難になることが予想される。

(2) 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落するおそれがあり、交通まひにより緊急輸送活動が著しく困難になることが予想される。

(3) 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動が著しく困難になることが予想される。

(4) 救出活動の阻害

倒壊家屋の屋根の雪で、下敷きとなった人の発見・救出が困難になることが予想される。

(5) 重要施設における応急復旧活動の阻害

積雪により除雪しないと被害箇所に到達できない、また、被害を受けた地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧が極めて困難になることが予想される。

3 応急対策需要増加要因

(1) 被災者、避難者の生活確保

被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。

(2) 除雪

全ての応急対策は、毎日の除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

4 積雪期の地震対策の基本方針

積雪期の地震は、無雪期の地震と全く異なる様相を呈することから、より大きくより長期に及ぶ地震被害を地域社会に与えることとなる。

防災関係機関は、積雪期の地震という最悪の事態を想定し地震対策を講じる必要がある。

本編では、次に掲げる基本方針をもとに、関係する業務の各節において具体的な災害予防・応急対策を定める。

(1) 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する（耐震化、屋根の無雪化、室内の地震対策の徹底、出火防止対策の徹底等）。

(2) 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する（全被災者の屋内への収容、暖房対策、早期の温食供給、ヘリコプター飛行不能に備えた対策等）。

(3) 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める（装軌車両の確保、緊急除雪体制の整備等）。

第5節 地震被害の想定

1 地震被害想定調査における地域の危険性

県は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年から平成10年にかけて1回目の「新潟県地震被害想定調査」を実施し、その結果を、平成10年3月に「新潟県地震被害想定調査報告書」にまとめた。

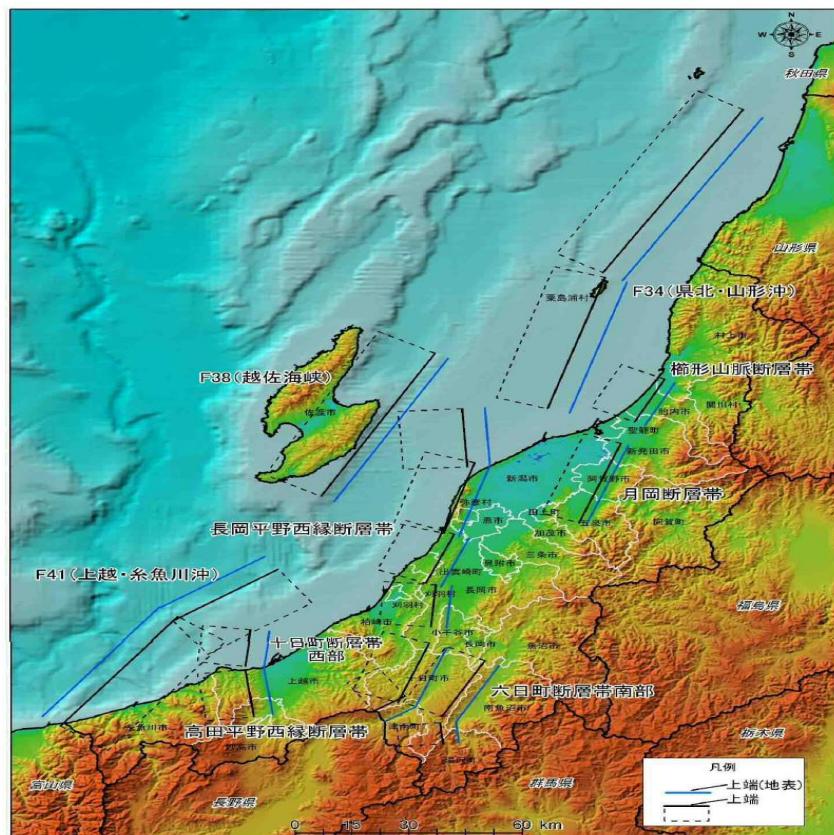
その後、平成16年10月の新潟県中越地震や平成19年7月の新潟県中越沖地震といった県内に大きな被害を生じさせた地震を経験するとともに、東日本大震災を始め県外でも大きな被害を生じさせた地震が発生し、前回調査から20年以上を経過していること、想定技術の進歩や社会情勢の変化、また津波浸水想定の調査結果などを踏まえ、令和元年度から3年度にかけ2回目の「地震被害想定調査」を実施し、令和4年3月に報告書にまとめた。

今回の調査では、内陸については震度6弱以上、海域については津波浸水深50cm以上の県内曝露人口を算出し、曝露人口が多い地震を優先し、中枢都市に影響する震源断層を考慮しつつ、地域バランスを考慮して内陸6地震、海域3地震の計9地震で、被害の様相が異なる3シーンで被害想定を行っている。

特に、本市に影響のある地震として、月岡断層帯の地震、県北・山形沖の地震があり、次のような被害予想（本市では、福島潟放水路を遡上する津波により圃場浸水が想定されているが、直接的な津波被害はないものとして除外）が挙げられる。

なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではない。

【想定震源断層】



【想定震源断層の緒元】

想定地震		震源諸元	走向	傾斜度	長さ (km)	幅 (km)	上端深 さ	Mw
内陸の地震	櫛形山脈断層帯	206.3	45.0	18.0	18.0	3.0	6.40	
	月岡断層	200.3	55.0	32.0	18.0	3.0	6.80	
	長岡平野西縁断層帯	176.5	45.0	22.0	24.0	6.0	7.50	
		197.0	55.0	28.0	24.0	6.0	7.50	
		202.0	55.0	20.0	24.0	6.0	7.50	
		185.0	55.0	16.0	24.0	6.0	7.50	
		200.3	45.0	24.0	18.0	5.0	6.80	
	十日町断層帯西部	236.0	45.0	10.0	18.0	5.0	6.80	
		187.0	45.0	14.0	18.0	5.0	6.80	
	高田平野西縁断層帯	172.5	45.0	18.0	18.0	5.0	6.80	
		208.2	50.0	24.0	18.0	5.0	6.80	
	六日町断層帯南部	174.5	50.0	8.0	18.0	5.0	6.80	
海域の地震	F 34 (県北・山形沖)	211.0	45.0	71.9	19.7	6.0	7.71	
		197.0	45.0	52.0	19.7	6.0	7.71	
	F 38 (越佐海峡)	209.0	45.0	62.6	23.6	4.0	7.46	
	F 41 (上越・糸魚川沖)	37.0	45.0	51.5	22.7	6.0	7.60	
		55.0	45.0	34.1	22.7	6.0	7.60	

* 断層上端から地表面までの距離

(1) 人的被害

	死者数	重傷者数	軽傷者数	避難者数
櫛形山脈断層帯	0	0	5	133
月岡断層帯	1,031	1,235	2,089	22,740
長岡平野西縁断層帯	79	122	1,039	3,973
十日町断層帯西部	0	0	0	8
高田平野西縁断層帯	0	0	0	0
六日町断層帯南部	0	0	0	6
F 34 (県北・山形沖)	134	206	1,158	7,689
F 38 (越佐海峡)	0	0	29	185
F 41 (上越・糸魚川沖)	0	0	1	100

(2) 建物被害

	揺れ		液状化		土砂災害		地震火災		
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全出火 (件)	炎上出火 (件)	焼失棟数 (棟)
櫛形山脈 断層帯	0	24	17	651	0	0	0	0	0
月岡断層 帯	11,623	5,573	65	1,761	2	4	27	20	5,066
長岡平野 西縁断層 帯	1,192	5,064	40	1,437	0	1	3	1	1,022
十日町断 層帯西部	0	0	1	37	0	0	0	0	0
高田平野 西縁断層 帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六日町断 層帯南部	0	0	1	30	0	0	0	0	0
F 34 (県 北・山形 沖)	2,009	5,364	50	1,599	1	3	5	3	2,818
F 38 (越 佐海峡)	0	158	21	795	0	0	0	0	0
F 41 (上 越・糸魚 川沖)	0	5	13	500	0	0	0	0	0

(3) 上水道

	現況		水道管被害		断水	
	管延長 (km)	供給人口 (人)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所 /km)	断水人口 (人)	断水率
櫛形山脈断層帯	398	41,524	1	0.00	23	0.1%
月岡断層帯			216	0.54	40,587	97.7%
長岡平野西縁断層帯			122	0.15	24,217	58.3%
十日町断層帯西部			0	0	0	0.0%
高田平野西縁断層帯			0	0	0	0.0%
六日町断層帯南部			0	0	0	0.0%
F34（県北・山形沖）			44	0.11	23,468	56.5%
F38（越佐海峡）			2	0.00	58	0.1%
F41（上越・糸魚川沖）			0	0.00	9	0.0%

(4) 下水道

	現況		機能支障		
	管延長 (km)	処理人口 (人)	被害延長 (km)	被害人口 (人)	機能 支障率
櫛形山脈断層帯	368	40,560	59	6,916	17.1%
月岡断層帯			164	22,779	56.2%
長岡平野西縁断層帯			126	17,677	43.6%
十日町断層帯西部			18	1,899	4.7%
高田平野西縁断層帯			0	0	0%
六日町断層帯南部			5	561	1.4%
F34（県北・山形沖）			134	19,184	47.3%
F38（越佐海峡）			87	9,765	24.1%
F41（上越・糸魚川沖）			54	6,222	15.3%

(5) 電力

	現況			電柱被害		停電	
	電柱本数 (本)	電灯軒数 (軒)	地下供給 電灯軒数 (軒)	被害本数 (本)	被害率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
櫛形山脈断層帶	12,818	23,338	54	1	0.0	33	0.1
月岡断層帶				1,031	8.0	23,392	100.0
長岡平野西縁断層帶				154	1.2	19,411	83.0
十日町断層帶西部				0	0.0	0	0.0
高田平野西縁断層帶				0	0.0	0	0.0
六日町断層帶南部				0	0.0	0	0.0
F 34 (県北・山形沖)				343	2.7	21,280	91.0
F 38 (越佐海峡)				0	0.0	123	0.5
F 41 (上越・糸魚川沖)				0	0.0	18	0.1

(6) 通信施設

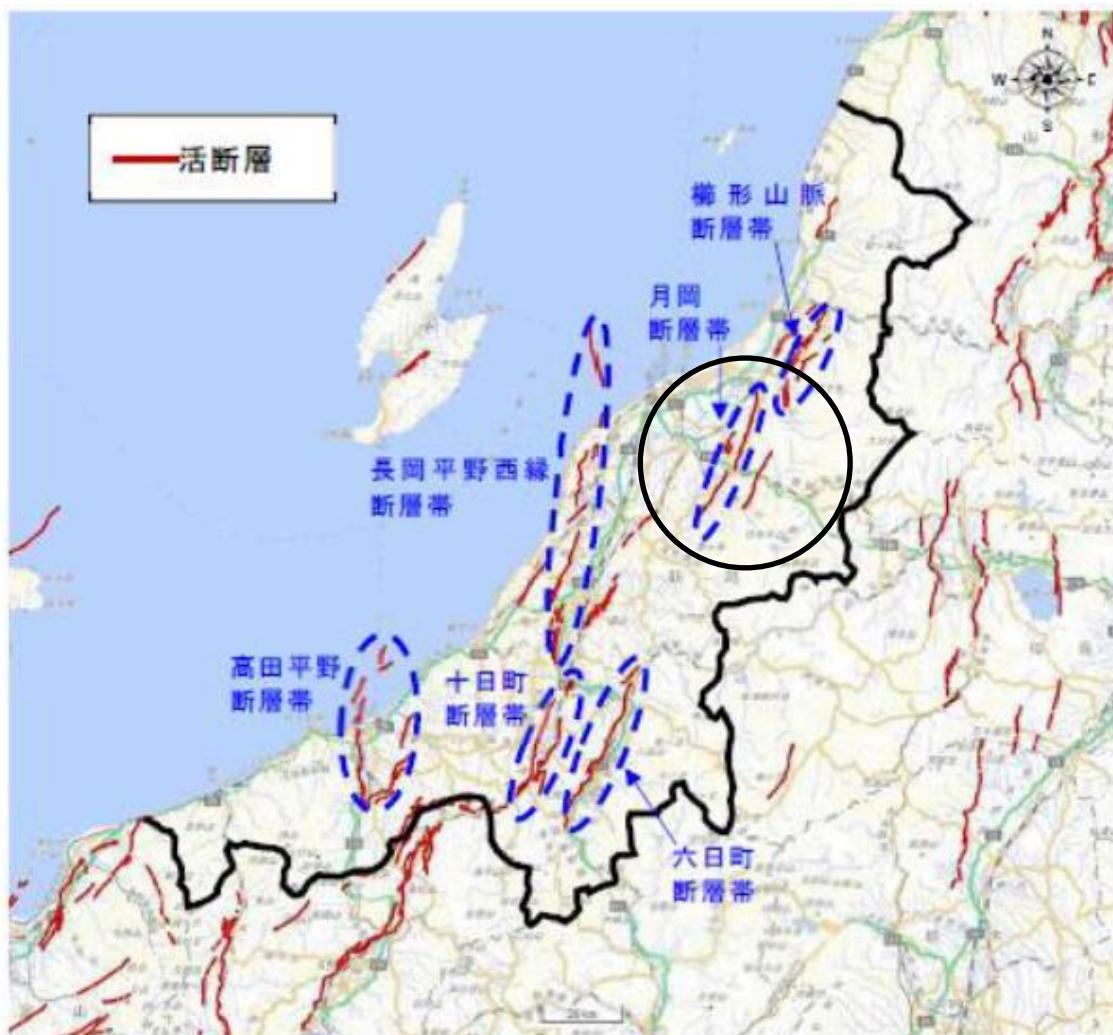
	現況		通信電柱被害		不通回線	
	回線数 (回線)	電柱本数 (基)	被害本数 (本)	被害率 (%)	不通回線数 (軒)	不通率 (%)
櫛形山脈断層帶	23,336	7,617	1	0.00	31	0.1
月岡断層帶			642	8.4	23,336	100.0
長岡平野西縁断層帶			96	1.3	19,207	82.3
十日町断層帶西部			0	0.0	0	0.0
高田平野西縁断層帶			0	0.0	0	0.0
六日町断層帶南部			0	0.0	0	0.0
F 34 (県北・山形沖)			227	3.0	21,325	91.4
F 38 (越佐海峡)			0	0.0	116	0.5
F 41 (上越・糸魚川沖)			0	0.00	17	0.1

2 活断層の長期評価

国の地震調査研究推進本部が、社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ調査対象とした全国の98活断層帯のうち、県内には、櫛形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯が存在しているほか、新たに六日町断層帯及び高田平野断層帯が調査対象に加わった。

特に、本市に影響のある活断層帯として、月岡断層帯が挙げられる。

【県内の活断層帯】



【月岡断層帯の長期評価】

	予想地震規模 (M)	地震発生確率 (今後30年以内)	最新活動時期
			平均活動間隔
月岡断層帯	7.3程度	ほぼ0%～1%	約6500年～900年前
			7500年以上

(地震調査研究推進本部地震調査委員会)

第6節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報はテレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Jアラート）経由による市の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

情報の入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ <ul style="list-style-type: none">・慌てて外へ飛び出さない。・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。・扉を開けたままにして避難路を確保する。
集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ <ul style="list-style-type: none">・慌てて出口・階段などに殺到しない。・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。ビル等丈夫な建物のそばであればその中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、慌ててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、周りの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の促進

緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があること。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応などについての普及・啓発に努める。

2 地震情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、新潟県は上越、中越、下越、佐渡の4区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。

	・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

3 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	次のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報をまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	次のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその周辺の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

*地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

第2章 地震災害予防

第1節 防災教育計画

風水害対策編第2章第1節「防災教育計画」を準用する。

第2節 防災訓練計画

風水害対策編第2章第2節「防災訓練計画」を準用する。

第3節 自主防災組織育成計画

風水害対策編第2章第3節「自主防災組織育成計画」を準用する。

第4節 防災都市計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強い「防災まちづくり」を推進するため、市、県及び国等の都市整備に関する各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開する。

- ア 災害に強い「防災まちづくり」の計画的な推進
- イ 計画的な土地利用の規制・誘導
- ウ 防災上危険な市街地の解消
- エ 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全
- オ 災害に強い宅地造成の推進
- カ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備
- キ 復興まちづくり事前準備の取組の推進

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせる「防災まちづくり」を推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取組むことが求められる。

- ア 地域の防災上の課題等の把握

- イ 災害に強い「防災まちづくり」を実現するためのアイデアを、住民一人一人が出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強い「防災まちづくり」を推進する。

(3) 企業等の役割

- ア 宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。
- イ 企業等は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。
- ウ 土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。ただし、やむを得ず含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 市の役割

(1) 災害に強い「防災まちづくり」の計画的な推進

災害に強い「防災まちづくり」を進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画が重要である。このため、都市防災に配慮した総合計画や都市計画マスターplan等との整合を図り、公園・広場と物資等の備蓄、緊急時の避難など総合的な対応を推進する。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 計画的な土地利用への誘導

県とともに、道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組合せにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強い「防災まちづくり」を推進する。

ア 地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）による火災に強い市街地の整備

用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の誘導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ 地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な誘導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

ウ 災害のおそれのある区域での開発抑制

無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(3) 防災上危険な市街地の解消

県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(4) 災害に強い宅地造成の推進

必要に応じて液状化マップの作成、公表を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 避難路ネットワークの形成

震災時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また、避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

イ ライフラインの耐震性の確保

県とともに、災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るために、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

ウ 避難場所等の整備

県の協力を得て、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難場所の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

エ 防災公園の整備・改善

「道の駅あがの」は、国道49号に直結し、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、防災公園、放送施設等の災害応急対策施設を備えた防災公園として整備されたことから地域住民に加え多くの道路利用者等の一時避難場所のほか広域での災害時においても広域防災拠点としての活用を促進するため整備・改善を行う。

(6) 復興まちづくり事前準備の取組の推進

市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組を推進する。

第5節 集落孤立対策計画

風水害対策編第2章第5節「集落孤立対策計画」を準用する。

第6節 地盤災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。

このため予防計画は、①地震が発生する前に行うもの、②地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するものからなる。地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に対策を実施する必要がある。

ア 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払う。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに市、消防本部又は警察等に情報提供とともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ 市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を住民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

平常時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 積雪期の対応

積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を地域の自主防災組織と構築し、避難支援活動を行う。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民の役割

平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、消防本部又は警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難場所の位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる関係の構築に努める。

更に、土砂災害警戒情報の発表に伴い、その内容を理解し自主避難等、自ら避難行動ができるように努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

また、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関等の協力を得て、避難確保計画を作成し、それに基づき、避難訓練を実施する。

3 市の役割

(1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転促進を図る。

(4) 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の適切な維持管理及び運用に努める。

ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断に当たり活用するよう努める。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

イ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、住民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

(6) 二次災害の予防

ア 土砂災害危険箇所等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、県が行う土砂災害危険箇所等及び対策施設の調査点検に協力するとともに、異状が発見された場合、県及び関係機関へ報告し、直ちに避難を含めた対策を講じる。

イ 避難指示等の発令

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築し、避難指示等を発令する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所等は、植生等で覆われていて崩壊・亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

第7節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

大規模な地震によって、建築物等に甚大な被害が発生した場合、住民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。地震発生後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 指定避難所又は復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ア) 防災上重要な公共建築物等を次のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（市役所本庁、安田交流センター）
- b 医療救護活動の施設（あがの市民病院等）
- c 応急対策活動の施設（消防本部、警察、市の出先庁舎）
- d 避難収容の施設（小中学校、体育館、公民館等）
- e 社会福祉施設等（特別養護老人ホームはぐろの里等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を次のとおり実施する。

a 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

建築物の所有者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進め、建築基準法による新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修などを推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じる。

b 防災設備等の整備

建築物の所有者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

(a) 飲料水の基本水量の確保

(b) 非常用電源の基本能力の確保

(c) 配管設備類の耐震性強化

(d) 防災設備の充実

c 耐震性の高い施設整備

防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年）」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行う。

d 施設の維持管理の重要性

建築物の所有者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

- (ア) 不特定多数の人が出入りし、震災時に多大な被害の発生するおそれのある多様な施設を次のとおり位置づける。
 - a 大規模店舗、遊戯施設、駅舎等
- (イ) 次項ウの一般建築物の災害予防に加え、共同防火管理体制の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を次のとおり実施する。
 - a 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
 - b 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
 - c 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業施設における各テナントによる避難等の協力の徹底
 - d 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための効果的な広報の徹底
 - e 当該施設の管理実態を把握するための防災設備等の日常点検の励行
 - f 個々のテナントに対する震災時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

ウ 一般建築物の災害予防

(ア) 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、廣告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、更にその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。また、ガラスや天井等非構造部材の破損による内部被害を防止する必要がある。更に、密集市街地等においては、建築物の一層の不燃化等を図り、震災時の大火の発生を防止する必要がある。

(イ) 計画

地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じる。

- a 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。
- b 特殊建築物のうち、不特定多数の人が使用するものについては、査察を行い、

結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指導・助言を行う。

- c 新耐震設計基準施行（昭和 56 年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断及び改修について啓発・指導する。
- d 地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導する。また、住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。
- e 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導する。
- f がけ地等における安全立地については、建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。
- g 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。
- h 市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

（2）要配慮者に対する配慮

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身体障がい者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

（3）積雪期の対応

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
- イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の地震による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 住民及び企業等の役割

（1）住民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に耐震化や、非構造部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

（2）地域の役割

地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握するとともに、当該建築物等の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

(3) 企業等、学校、病院、社会福祉施設等の役割

- ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る。
- ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

3 市の役割

(1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策

- ア 市が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。
- イ 企業等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 建築物の耐震化の推進

建築関係団体等の協力を得て、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに、普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

(4) 老朽化した建築物の長寿命化計画

老朽化した建築物について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第8節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路管理者等は、耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と県知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、1次から3次の緊急輸送道路として指定する。

(ア) 1次緊急輸送道路

高速自動車国道と防災拠点（県庁所在地、地方中心都市等）を連絡する一般国道

(イ) 2次緊急輸送道路

1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

(ウ) 3次緊急輸送道路

1次、2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

イ 道路施設の防災性の確保と関係機関等の相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理者等は法面や盛土等の「斜面」の強化など、道路施設の地震に対する防災性を計画的に強化・維持する。

(イ) 緊急輸送道路は特に重点的に強化する。橋梁やトンネル等の重要構造物の補強・修繕のほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。

(ウ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、震災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕を行う。

(エ) 震災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平常時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

2 市が行う地震対策

(1) 道路施設の整備・強化

市が管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

災害や道路情報の収集・伝達・提供のための通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 道路通行規制

震災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線又は区間ごと）を関係機関等と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

ウ 道路利用者への広報

震災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平常時から防災知識の啓発活動を推進する。

第9節 鉄道事業者の地震対策

風水害対策編第2章第8節「鉄道事業者の風水害対策」を準用する。

第10節 土砂災害予防計画

風水害対策編第2章第9節「土砂災害予防計画」を準用する。

第11節 河川施設の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民は、地震発生時に河川施設の破損による河川からの出水に備え、平常時から、避難路や指定緊急避難場所、指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

地震発生時においては、新潟地方気象台や市からの地震情報等を収集するとともに、避難指示等に対して的確に行動する。

イ 市は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平常時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し、適切に情報提供できるような体制及び施設の整備を図る。

2 住民及び企業等の役割

(1) 住民及び企業等の役割

平常時より堤防や護岸などの河川管理施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、消防本部又は警察等へ連絡する。

また、地震発生時に的確に避難できるよう、避難路や指定緊急避難場所、指定避難所について確認しておく。

(2) 地域の役割

住民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる関係の構築に努める。また、地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

3 市の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防

ア 施設点検、耐震性の強化

(ア) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(イ) 橋梁、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備（準用河川、普通河川）

震災時に一貫した対応がとれるよう関係機関等との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

(ア) 河川施設の破損による、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

(イ) 地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

第12節 農地・農業用施設等の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

- (ア) 頭首工、樋門、樋管等の農業用施設の管理については、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (イ) 建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保する必要があり、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。
- (ウ) 震災時に応急措置を施すことができるよう平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。
- (エ) 基幹農道、頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

ウ 用排水施設の災害予防

新潟地震以後の主要な頭首工・樋門・樋管・揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準等に基づき、その向上を図る。

エ ため池施設の災害予防

ため池の老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果をもとに、計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

2 市の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への情報等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関等の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続を取り災害査定前に復旧工事に着手する。

第13節 防災通信施設の整備と地震対策

風水害対策編第2章第12節「防災通信施設の整備と風水害対策」を準用する。なお、地震災害予防として、次についても配慮する。

1 市の役割

通信設備が揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

第 14 節 放送事業者の地震対策

風水害対策編第 2 章第 13 節「放送事業者の風水害対策」を準用する。

第 15 節 電気通信事業者の地震対策

風水害対策編第 2 章第 14 節「電気通信事業者の風水害対策」を準用する。

第 16 節 電力供給事業者の地震対策

風水害対策編第 2 章第 15 節「電力供給事業者の風水害対策」を準用する。

第 17 節 ガス事業者等の地震対策

風水害対策編第 2 章第 16 節「ガス事業者等の風水害対策」を準用する。

第 18 節 上水道事業者の地震対策

風水害対策編第 2 章第 17 節「上水道事業者の風水害対策」を準用する。

第 19 節 下水道事業者の地震対策

風水害対策編第 2 章第 18 節「下水道事業者の風水害対策」を準用する。

第 20 節 危険物等施設の地震対策

風水害対策編第 2 章第 19 節「危険物等施設の風水害対策」を準用する。

第21節 地震火災予防計画

1 計画の方針

地震及び防火に関する知識の普及に努めるとともに、地震発生時の火災の発生を防止するため、住民（各家庭）、地域、企業等、学校、市並びに消防本部は、火災予防体制等の充実を図る。また、耐震自動消火装置付火気器具の使用の啓発等必要な対策を講じる。

（1）基本方針

- ア 住民（各家庭）、地域、企業等並びに学校は、耐震自動消火装置付火気器具を使用する等、地震発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- イ 市及び消防本部は、住民等への地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防署員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。
- ウ 市及び消防本部は、木造建物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関等との連携による迅速な延焼防止、避難誘導体制の整備に努める。

（2）要配慮者に対する配慮

- ア 市は、要配慮者等と接する機会の多い、介護保険事業者、民生委員・児童委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働き掛ける。
- イ 避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置普及を図る。

（3）積雪期の対応

積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握する。

2 住民及び企業等の役割

（1）住民の役割

- ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用に努める。
- イ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置を行う。
- ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- エ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- オ カーテン、じゅうたん等は、防炎製品の使用に努める。
- カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- キ 家具類の転倒・落下防止措置に努める。
- ク 自治会、市及び消防本部等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から防火意識の向上に努める。

(3) 企業等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務がある企業等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。

ウ 廚房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。

エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の人が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市の役割

風水害対策編第2章第20節「火災予防計画」の「3 市の役割」を準用する。

第22節 災害廃棄物処理体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 住民（各家庭）は、市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- イ 住民（各家庭）は、家屋の倒壊による災害がれきの大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。
- ウ 市は、震災時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。
- エ 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の整備に努める。

2 住民等の役割

- (1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。
- (2) 市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時の廃棄物処理に協力するよう努める。

3 市の役割

(1) 災害廃棄物の適正な処理

- ア 阿賀野市災害廃棄物処理計画に基づき、震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関等との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、適正なごみ・し尿の収集・処理に努める。
- イ 住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

- ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時の廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、震災時の稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

近隣市町、関係機関等の災害時応援協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

第 23 節 救急・救助体制の整備

風水害対策編第 2 章第 23 節「救急・救助体制の整備」を準用する。

第 24 節 医療救護体制の整備

風水害対策編第 2 章第 24 節「医療救護体制の整備」を準用する。

第 25 節 避難体制の整備

風水害対策編第 2 章第 25 節「避難体制の整備」を準用する。

第 26 節 要配慮者の安全確保計画

風水害対策編第 2 章第 26 節「要配慮者の安全確保計画」を準用する。

第 27 節 食料・生活必需品等の確保計画

風水害対策編第 2 章第 27 節「食料・生活必需品等の確保計画」を準用する。

第 28 節 学校の地震対策

風水害対策編第 2 章第 28 節「学校の風水害対策」を準用する。

第 29 節 文化財の地震防災対策

風水害対策編第 2 章第 29 節「文化財の風水害対策」を準用する。

第30節 ボランティアの受入体制の整備

風水害対策編第2章第30節「ボランティアの受入体制の整備」を準用する。ただし、地震災害予防として、「1 計画の方針」の「(2) 事前体制整備」の「イ 災害ボランティアの受入計画」については、次の表のとおりとする。

発災後 6 時間以内	情報の受発信
発災後 24 時間以内	災害ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
発災後 2 日以内	災害ボランティア受入広報

第 31 節 企業等の事業継続

風水害対策編第 2 章第 31 節「企業等の事業継続」を準用する。

第 32 節 行政機関等の業務継続計画

風水害対策編第 2 章第 32 節「行政機関等の業務継続計画」を準用する。

第3章 災害応急対策

〈災害応急対策共通スケジュール〉

時間・空間は有限の資源であるため、地震発生後の各段階に応じた作業の優先順位を、住民も防災関係機関とともに理解し、行動しなければならない。

地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと、次のとおりである。

1 地震発生から1時間以内

- (1) 初期消火、消火活動
- (2) 危険な建物・場所からの避難
- (3) 建物等の下敷きになった人の救出（地域の住民等の共助による。）
- (4) 要配慮者の安全確保
- (5) 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- (6) 市災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- (7) 概括的被害情報の収集
- (8) 自衛隊等の出動準備要請又は派遣要請、広域応援の要請
- (9) 市長等の緊急記者会見

2 地震発生から3時間以内

- (1) 被害情報の収集
- (2) 避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- (3) 緊急道路の啓開作業開始
- (4) 交通規制の実施
- (5) 被災地への救護所の設置
- (6) 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- (7) 市災害ボランティアセンターの設置
- (8) ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

3 地震発生から6時間以内

- (1) 災害救助法の適用
- (2) 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- (3) 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
- (4) 市等の被害状況の把握
- (5) 被災地外からの医療救護班の派遣
- (6) 輸送用車両の確保

4 地震発生から12時間以内

- (1) 各種施設の被災状況の把握
- (2) 避難所等への仮設トイレの設置
- (3) 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- (4) 避難所での要配慮者支援の実施

5 地震発生から24時間以内

- (1) 避難所外避難者の状況の把握
- (2) 被災建築物応急危険度判定
- (3) 災害ボランティアの受入れ
- (4) 義援金の受付

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

1 計画の方針

大規模な地震が発生し、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、市は、法第23条の2に基づき市災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図るとともに、県及び防災関係機関と連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

本節では、市の対策本部の組織及び運営計画について定める。

なお、本章において「市」は、対策本部設置後においては、「対策本部」と読み替えるものとする。

2 対策本部等全体組織図

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「2 対策本部等全体組織図」を準用する。

3 対策本部の設置

（1）設置基準

市長は、次のいずれかに該当する場合に、対策本部を設置する。

ア 次のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めるとき。

（ア）災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

（イ）地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。

（ウ）市の地域において、震度5強以上の地震による揺れが観測されたとき。

イ 市長が特に必要であると認めるとき

（2）解散基準

本部長は、当該災害に係る応急対策がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、対策本部を解散する。

（3）対策本部設置場所

対策本部は、市役所本庁402会議室に設置する。

対策本部を設置しようとするとき又は対策本部が設置された場合の本部員に対する連絡は次の伝達方法による。

ア 対策本部設置の庁内周知

対策本部を設置しようとするとき、又は対策本部が設置された場合の各課（局、所）への周知は、庁内放送及びメール若しくは電話により行う。

イ 対策本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

危機管理課長は、対策本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちにその旨を次に掲げる機関に連絡し、また住民に対して通知する。

（ア）新潟県防災局

新潟県総合防災情報システム

- (イ) 新潟県新発田地域振興局
　　県防災行政無線、電話、FAX、メール
- (ウ) 阿賀野警察署
　　電話、FAX
- (エ) 住民及び企業等
　　市防災行政無線、緊急告知FMラジオ、安全安心メール、市ホームページ、その他

4 本部の組織、運営等

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「4 対策本部の組織、運営等」を準用する。

5 会議の開催

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「5 会議の開催」を準用する。

6 職員の服務基準

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「6 職員の服務基準」を準用する。

7 現地災害対策本部

地震、土砂崩れ、雪崩等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合、本部長は、必要に応じ災害現場で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」(以下「現地本部」という。)を置く。

(1) 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間設置する。

(2) 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場等に設置する。

(3) 現地本部の組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置く。

イ 現地本部長及び現地本部員は、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する。

ウ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

8 本部組織の整備と所掌事務

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「8 本部組織の整備と所掌事務」を準用する。

9 被害の発生及び拡大防止体制

風水害対策編第3章第1節「対策本部の組織・運営計画」の「9 被害の発生及び拡大防止体制」を準用する。

第2節 職員の配備体制及び動員計画

1 計画の方針

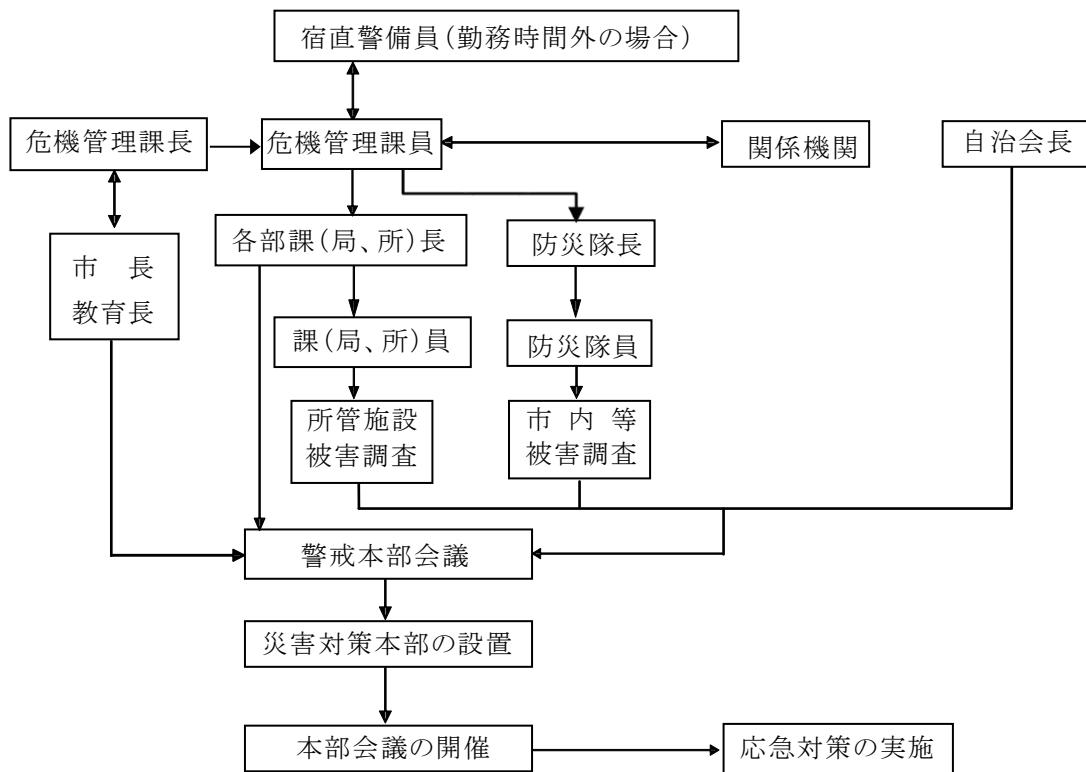
予期せず発生する地震災害では、初期段階での対応がその後の応急対策を左右することとなる。市による災害応急対策を迅速に行うため、情報の伝達及び職員招集体制等を次のとおり定める。

2 地震発生時における配備体制

地震が発生した場合、災害応急対策等が必要となる各課（局、所）にあっては、迅速に職員を配備する。

3 地震発生時における対応

(1) 震度5弱以上の地震を観測した場合、次の経路により地震情報を伝達し市内の震災状況調査を行う。



(2) 各課（局、所）長は、上記(1)又は他の方法で地震等の情報を得たときは、速やかに被害状況等の把握に努める。

(3) 警戒本部会議の開催

総務部長は、必要に応じて、市長、教育長、総務部長、民生部長、産業建設部長、市長政策・市民協働課長、総務課長、危機管理課長、建設課長、消防長、消防団長を構成員とする警戒本部会議を開催し、迅速な応急対策について協議する。

(4) 勤務時間外において、市職員は自らの判断により、災害発生が必至と認められるとき又は災害発生を察知したとき若しくは震度5強以上の地震を観測したときは自発的に登庁するものとする。

(5) 上記(1)の体制に該当する職員は、次に留意し、速やかに登庁する。

ア　自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置を取った後に登庁するものとする。

イ　登庁する際は、付近の被害状況をできる限り調査し、応急対策実施時に迅速かつ的確に活動できるよう努める。

(6) 警備員の連絡

警備員は、災害が発生した情報又は災害発生のおそれがある情報を收受したときは、危機管理課員に連絡する。

(7) 登庁職員等による応急対策の実施

登庁した職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容について、権限を有する者に報告する。

(8) 平常時からの準備

職員は、速やかに収集できるよう必要な用具を平常時から準備しておく。

夜間・休日等の勤務時間外における職員登庁基準

地震の場合

区分	配備基準	職員配備体制	主な活動内容
警戒体制	警戒配備体制 震度4 (3.5~4.4)	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課全職員 ・応急対応が必要な課（局、所）長 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握 2 災害の警戒及び応急対策上必要な活動 3 必要に応じ、第1次配備体制に移行
警戒本部	第1配備体制 震度5弱 (4.5~4.9)	<p>警戒配備体制に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・教育長 ・全部課（局、所）長 ・総務課全職員 ・建設課であらかじめ指定された職員 ・上下水道局全職員 ・防災隊全隊員 ・応急対策が必要な課（局、所）であらかじめ指定された職員 ・指定する避難所担当職員 	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要な職員の配備 2 必要に応じた避難者の受入準備 3 市有施設等の緊急点検の実施及び被害状況の把握 4 必要に応じた応急活動の実施 5 必要に応じた広報体制の確立 6 必要に応じ、第2配備体制に移行
対策本部	第2配備体制 震度5強以上 (5.0~5.4)	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全職員の配備 2 情報収集、伝達及び処理 3 避難者の受入れ 4 応急活動の実施 5 広報活動の実施 6 災害応急対策が最大限機能する体制の確立 7 各種マニュアルに基づいた応急対策

第3節 防災関係機関の相互協力体制

風水害対策編第3章第3節「防災関係機関の相互協力体制」を準用する。

第4節 災害時の通信確保

風水害対策編第3章第7節「災害時の通信確保」を準用する。

第5節 被災状況等収集伝達計画

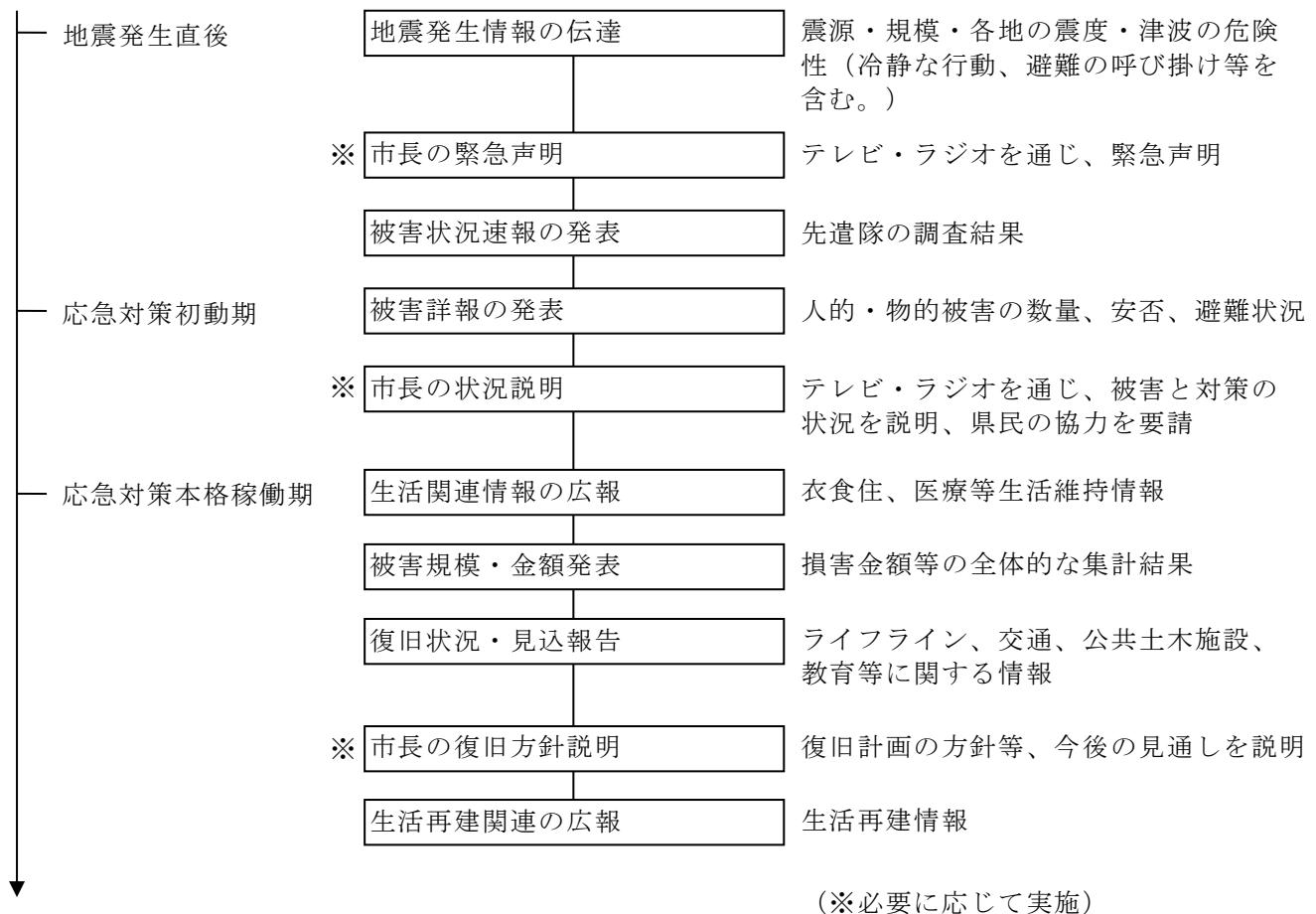
風水害対策編第3章第8節「被災状況等収集伝達計画」を準用する。

第6節 広報計画

風水害対策編第3章第9節「広報計画」を準用する。なお、地震災害応急対応として、次について配慮する。

1 業務の体系

★地震発生



2 法第57条に基づく報道要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。

実施主体	内 容	協力依頼先
市、県	・放送申込書により日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。	日本放送協会及び民間放送各社
報道機関	・報道要請に基づき報道する。	

(1) 要請内容

津波の来襲、火災の延焼、危険物の流出等住民に危険が及ぶおそれがある場合の避難の呼び掛け

(2) 各報道機関の連絡先

	機関名	所 在 地	電話(昼間)	電話(夜間)	責 任 者
全県波放送局	日本放送協会新潟放送局	新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	同左	放送部長
	(株)新潟放送	新潟市中央区川岸町 3-18	025-230-1532	025-267-3469	報道担当部長
	(株)N S T 新潟総合テレビ	新潟市中央区八千代 2-3-1	025-248-7234	025-249-8850	報道部長
	(株)テレビ新潟放送網	新潟市中央区新光町 1-11	025-283-8152	同左	報道部長
	(株)新潟テレビ 21	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19	025-223-8608	同左	報道部長
	(株)エムエムラジオ新潟	新潟市中央区幸西 4-3-5	025-246-2311	025-246-2314	放送営業部次長
放送局 コ ミ ュ ニ テ イ	(株)エフエム新津	新潟市秋葉区新津東町 2-5-6	0250-23-5000	0250-23-5100	企画営業部長

第7節 住民等避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時は、住民等は、緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

ア 各主体の責務

(ア) 住民

- a 自らの責任において自身及びその保護する人の安全を確保する。
- b 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。
- c 家族及び近隣住民の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- d 避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
- e 指定避難所以外の場所に避難する場合は市に避難先を連絡する。

(イ) 企業等

- a 不特定多数の人が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- b 必要に応じて、施設を緊急避難場所として提供する。
- c 近隣での住民の救助活動に協力する。

(ウ) 市

- a 地震後速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。
- b 指定避難所以外への避難者の状況を確認する。
- c 避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。
- d 二次災害※の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難を指示する。

※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏えい等

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者は、地域住民や自主防災組織等が直接避難を呼び掛け、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。
- イ 市は、避難行動要支援者避難支援全体計画に基づき、消防本部、警察、自主防災組織、民生委員・児童委員や福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。
- ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

(3) 積雪期の対応

- ア 屋外では音声情報が伝わりにくくなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

イ 積雪により、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 倒壊家屋の増加、屋根雪の落雪等により生き埋めになる人が発生する可能性があるため、地域住民による搜索・救助活動を強化する。

エ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

(4) 広域避難への対応

ア 市による協議等

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。

イ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

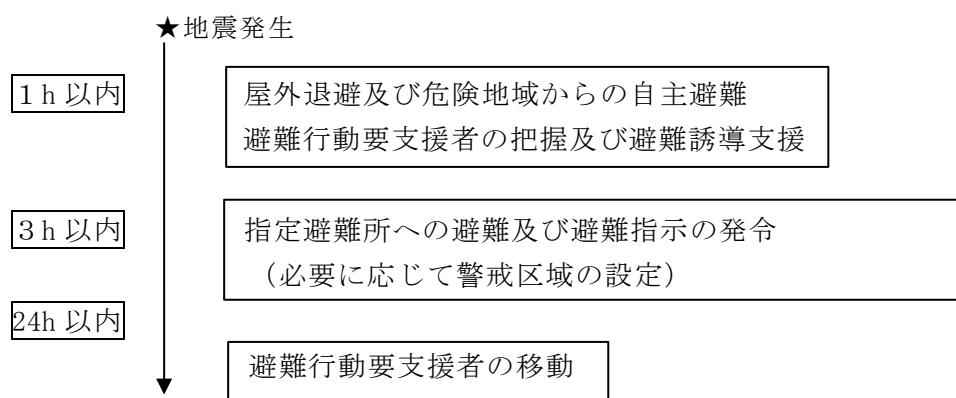
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
被災者、地域等	消防本部、警察、市	安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ

(2) 救助活動等（被災地へ）

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受入体制
市	自治会（自主防災組織）、住民等	指定避難所の開設、運営協力要請、支援体制等の情報
自治会、住民	その他の被災地域	支援体制

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導及び救助

実施主体	内 容	協力依頼先
被災者、自主防災組織	・自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請	
市	・指定避難所の開設と被害状況の収集 ・情報の提供と発信 ・自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣要請	指定避難所設置者、消防本部、警察等

(2) 励告又は指示等

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・住民等への伝達と避難の指示 ・避難の広報及び避難誘導 ・避難路の安全確保及び避難所の開設 ・報道機関、消防本部、警察等関係機関への連絡	報道機関、消防本部、警察等

第8節 避難所運営計画

風水害対策編第3章第11節「避難所運営計画」を準用する。なお、地震災害応急対策として、次について配慮する。

1 計画の方針

指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市が行う。運営に当たっては、避難者の安全確保、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。
- (イ) 市は、指定避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。

なお、避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。また、指定避難所だけで不足する場合には、指定避難所以外の公共施設等についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- (ウ) 避難所施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

イ 達成目標

- (ア) 地震発生後3時間以内に開設する。（施設の安全確認、職員配置）
- (イ) 地震発生後6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、要配慮者の把握と初期的な対応を行う。
- (ウ) 地震発生後12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。
- (エ) 地震発生後おおむね3日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。
- (オ) 避難所での生活を開設からおおむね2か月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん等を行う。

第9節 避難所外避難者の支援計画

風水害対策編第3章第12節「避難所外避難者の支援計画」を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

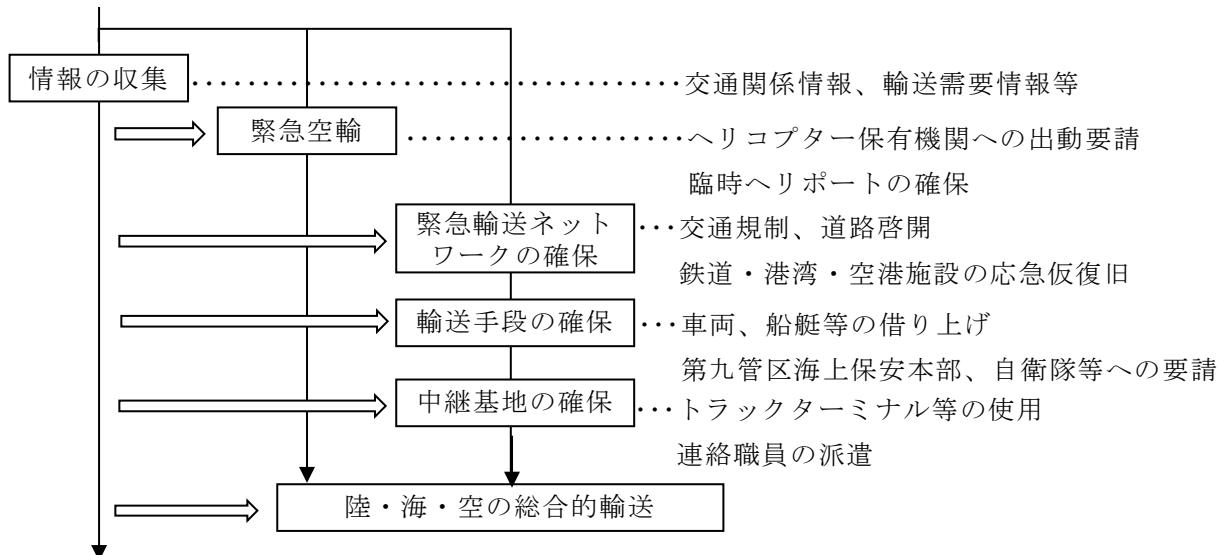
風水害対策編第3章第13節「自衛隊の災害派遣計画」を準用する。

第 11 節 輸送計画

風水害対策編第3章第14節「輸送計画」を準用する。なお、地震応急対策として、次について配慮する。

1 業務の体系

★地震発生



第 12 節 警備・保安及び交通規制計画

風水害対策編第3章第15節「警備・保安及び交通規制計画」を準用する。

第 13 節 消火活動計画

風水害対策編第3章第16節「消火活動計画」を準用する。

第 14 節 救急・救助活動計画

風水害対策編第3章第17節「救急・救助活動計画」を準用する。

第 15 節 医療救護活動計画

風水害対策編第3章第18節「医療救護活動計画」を準用する。

第 16 節 防疫及び保健衛生計画

風水害対策編第3章第19節「防疫及び保健衛生計画」を準用する。

第 17 節 こころのケア対策計画

風水害対策編第3章第20節「こころのケア対策計画」を準用する。

第 18 節 児童・生徒等に対するこころのケア対策計画

風水害対策編第3章第21節「児童・生徒等に対するこころのケア対策計画」を準用する。

第 19 節 災害廃棄物処理計画

風水害対策編第3章第22節「災害廃棄物処理計画」を準用する。

第 20 節 トイレ対策計画

風水害対策編第3章第23節「トイレ対策計画」を準用する。

第 21 節 入浴対策計画

風水害対策編第3章第24節「入浴対策計画」を準用する。

第 22 節 食料・生活必需品等供給計画

風水害対策編第3章第25節「食料・生活必需品等供給計画」を準用する。

第 23 節 要配慮者の応急対策

風水害対策編第3章第26節「要配慮者の応急対策」を準用する。

第24節 建物の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 住民及び企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

(イ) 市の責務

a 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。

b 実施本部を設置し、判定を実施する。

c 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。

d 判定結果の集計を行い県に報告する。

e 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。）。

f 判定結果に対する相談窓口を設置する。

(ウ) 応急危険度判定士の責務

a 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。

b 判定士への情報連絡に協力する。

c 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

イ 達成目標

地震発生後 1 日	県内判定士による判定活動の開始
〃 3 日	県外判定士による判定活動の開始
〃 10 日	判定活動の終了
〃 10 日～	判定結果に対する相談業務への移行

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 応急危険度判定の目的を周知徹底する（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。）。

イ 判定結果に対する相談窓口を設置する。

2 情報の流れ

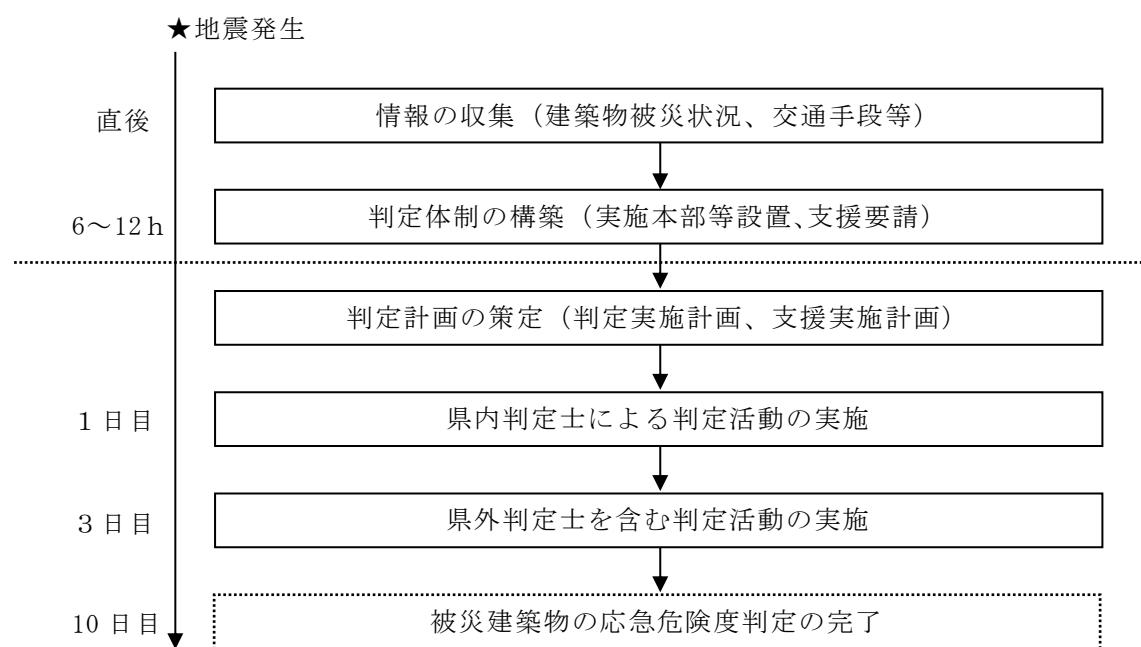
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
判定士	市（実施本部）	建築物の被災状況
市（実施本部）	県（支援本部）	判定実施の要否、実施計画 判定支援要請の有無及び内容

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市（実施本部）	住民	判定実施状況等の広報
県（支援本部）	市（実施本部）	支援予定情報 被災地及び周辺の被害状況等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 情報の収集

実施主体	内 容	協力依頼先
判定士	・建築物等の被害状況を市に連絡する。	
市（実施本部）	・建築物等の被害状況を調査する。 ・得られた情報から、建築物被害の予測を行う。	建築関係団体、 県

(2) 判定体制の構築

実施主体	内 容	協力依頼先
市（実施本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施本部、判定拠点を設置する。 ・判定コーディネーターを配置する。 ・県に支援要請を行う。 	県

(3) 判定計画の策定

実施主体	内 容	協力依頼先
市（実施本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・判定実施の要否を決定する。 ・判定実施計画を策定する。 ・地元判定士を参集する。 ・住民への周知及び広報を行う。 	

(4) 判定・支援の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市（実施本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・判定士の受入れを行う。 ・判定資機材を判定士に供給する。 ・判定士を実施地区に誘導する。 ・判定結果を県に報告する。 	
判定士	<ul style="list-style-type: none"> ・判定拠点への移動手段、食料、宿泊先等を確保する。 ・判定業務を行う。 	

第25節 宅地等の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務

- a 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- b 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。

(イ) 市の責務

- a 市長は、地震発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- b 市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- c 市長は、地震の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を県知事に要請する。
- d 市長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- e 市長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

イ 達成目標

(ア) 実施の決定

市長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施をおおむね 24 時間以内に決定する。

(イ) 対象区域及び宅地の決定

市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、おおむね 72 時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

(ウ) 実施体制の調整

市長は、危険度判定の実施に際し、おおむね 72 時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。

(エ) 危険度判定の実施

市長は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもと、危険度判定を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
宅地管理者 (地権者)	市	宅地の被災情報
市	県	宅地の被災情報 支援要請の有無

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
宅地判定士	市	被災宅地の危険度判定結果

3 業務の内容

実施主体	内 容	協力依頼先
宅地判定士	・危険度判定の円滑な実施のため、県及び市が行う体制整備に協力するよう努める。	
市	・大地震発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。 ・危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。 ・地震の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施等のための支援を県知事に要請する。 ・宅地判定士の協力のもと、危険度判定を実施する。 ・二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。 ・必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。	県 宅地判定士

第26節 学校における応急対策

1 計画の方針

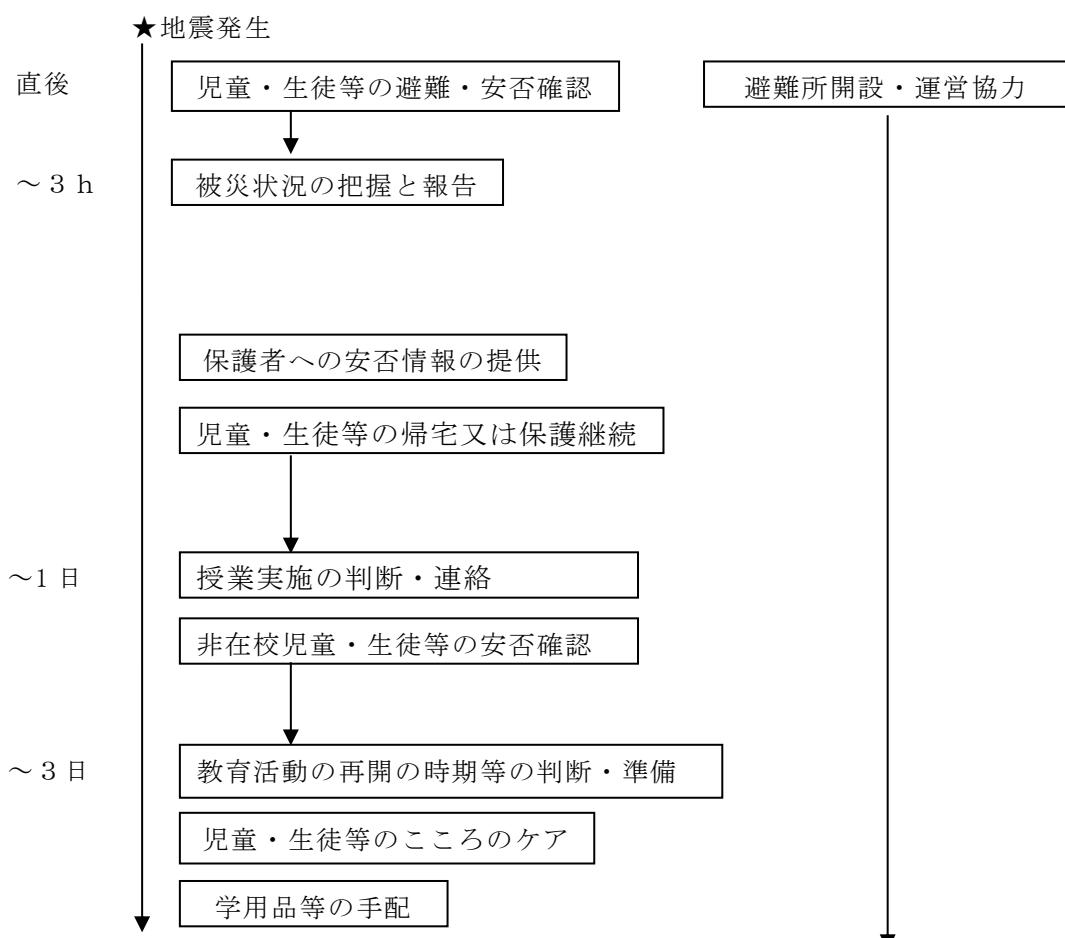
風水害対策編第3章第27節「学校における応急対策」の「1 計画の方針」を準用する。ただし、「(1) 基本方針」の「イ 達成目標」は、次のとおりとする。

達成目標
中越大震災クラスの地震に際しても、地震後おおむね2週間以内に全学校で教育活動を再開する。

2 情報の流れ

風水害対策編第3章第27節「学校における応急対策」の「2 情報の流れ」を準用する。

3 学校における業務の体系



4 学校における業務の内容

(1) 児童・生徒等の安全確保のための措置

ア 児童・生徒等の避難・安否確認

(ア) 児童・生徒等が在校している場合

a 児童・生徒等の把握・避難

直ちに全教職員で児童・生徒等を把握し、状況をみて安全な場所に避難させる。その際、あらかじめ指定された教職員が点呼用の名簿や防災用具等の非常持出品を携行する（あらかじめ指定された教職員が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいる教職員が適切に対応する。）。

b 避難児童・生徒等の安全確保等

児童・生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者がいる場合は手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防本部や警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 児童・生徒等の把握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している児童・生徒等及び学校に避難してきた児童・生徒等を把握し、安全な場所に避難させる。その際、非常持出品の携行、避難児童・生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 児童・生徒等の安否確認

避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、遭難した児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防本部又は警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校に情報が入ってこなかった児童・生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）及び危機管理マニュアルであらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 児童・生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、児童・生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

学校は、震度4以上の地震が観測された場合は、児童・生徒等の避難の状況、児童・生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況をあらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ 児童・生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童・生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡がつかない児童・生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない児童・生徒等は、保護者に引渡せる状況になるまで学校で保護する。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、児童・生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否か判断する。

決定した内容は、あらかじめ定めている連絡手段で児童・生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに県に報告する。

カ 非在校児童・生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった児童・生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(2) 教育活動の再開に向けた措置

ア 教育活動の再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、児童・生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、教育活動の再開時期の目途を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 児童・生徒等のこころのケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して児童・生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。教育活動の再開後においても、市教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、児童・生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障が生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市立学校にあっては市教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に、その他の学校にあっては学校設置者に報告する。

(3) 学校施設を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき若しくは地域住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

市職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応等、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力をう。

(ア) 校長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 教頭

校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭・教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等

市との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障がい者等特別な支援が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設等に移動できるよう依頼する。

5 市の業務内容

風水害対策編第3章第27節「学校における応急対応」の「5 市の業務内容」を準用する。

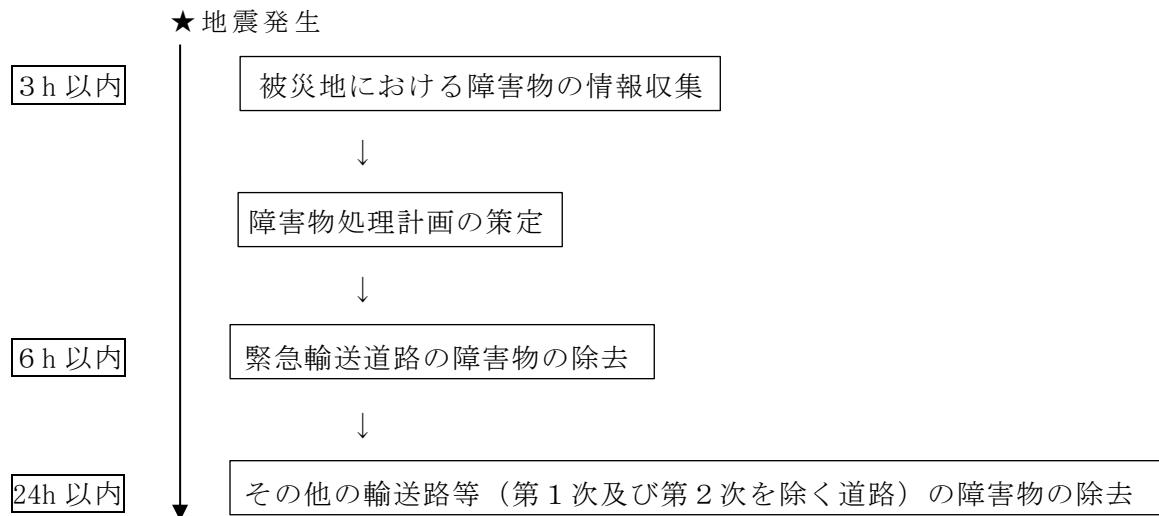
第 27 節 文化財応急対策

風水害対策編第 3 章第 28 節「文化財応急対策」を準用する。

第 28 節 障害物の処理計画

風水害対策編第 3 章第 29 節「障害物の処理計画」を準用する。なお、震災応急対策として、次について配慮する。

1 業務の体系



第 29 節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

風水害対策編第 3 章第 30 節「遺体の搜索・処理・埋葬計画」を準用する。

第 30 節 愛玩動物の保護対策

風水害対策編第 3 章第 31 節「愛玩動物の保護対策」を準用する。

第 31 節 災害時の放送

風水害対策編第 3 章第 32 節「災害時の放送」を準用する。

第 32 節 公衆通信の確保

風水害対策編第 3 章第 33 節「公衆通信の確保」を準用する。

第 33 節 電力供給応急対策

風水害対策編第 3 章第 34 節「電力供給応急対策」を準用する。

第 34 節 ガスの安全、供給対策

風水害対策編第 3 章第 35 節「ガスの安全、供給対策」を準用する。

第 35 節 給水・上水道施設の応急対策

風水害対策編第 3 章第 36 節「給水・上水道施設の応急対策」を準用する。

第 36 節 下水道施設の応急対策

風水害対策編第 3 章第 37 節「下水道施設の応急対策」を準用する。

第 37 節 危険物等施設の応急対策

風水害対策編第 3 章第 38 節「危険物等施設の応急対策」を準用する。

第 38 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

風水害対策編第 3 章第 39 節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」を準用する。

第 39 節 鉄道事業者の応急対策

風水害対策編第 3 章第 40 節「鉄道事業者の応急対策」を準用する。

第40節 土砂災害の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民の責務

治山、砂防施設の被災、また、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市、消防本部又は警察等へ連絡する。

イ 市の責務

住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関等へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、自治会及び地域の自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難指示等を発令し、避難支援活動を行う。

(3) 積雪期の対応

自治会及び地域の自主防災組織等と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

2 情報の流れ

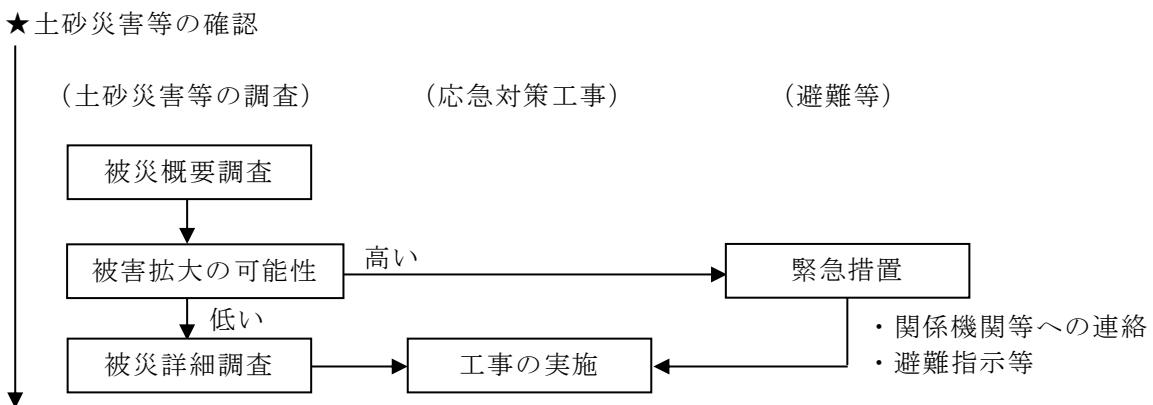
(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
住民、消防本部、警察等	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市	工事業者等	調査・応急対策工事指示

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県・国	市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市	住民、消防本部、警察等	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。	

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	内 容	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。 ・異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	

第 41 節 河川施設の応急対策

風水害対策編第3章第42節「河川施設の応急対策」を準用する。

第 42 節 農地・農業用施設等の応急対策

風水害対策編第3章第43節「農地・農業用施設等の応急対策」を準用する。

第 43 節 農林水産業応急対策

風水害対策編第3章第44節「農林水産業応急対策」を準用する。

第 44 節 商工業応急対策

風水害対策編第3章第45節「商工業応急対策」を準用する。

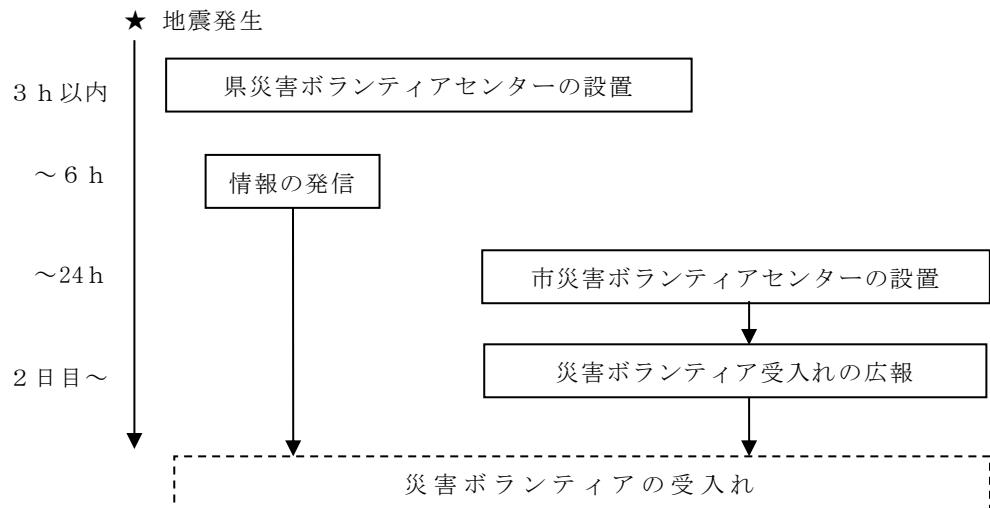
第 45 節 応急住宅対策

風水害対策編第3章第46節「応急住宅対策」を準用する。

第46節 ボランティアの受入計画

風水害対策編第3章第47節「ボランティアの受入計画」を準用する。なお、地震応急対策として、次について配慮する。

1 業務の体系



第 47 節 義援金の受入れ・配分計画

風水害対策編第3章第48節「義援金の受入れ・配分計画」を準用する。

第 48 節 義援物資対策

風水害対策編第3章第49節「義援物資対策」を準用する。

第 49 節 災害救助法による救助

風水害対策編第3章第50節「災害救助法による救助」を準用する。

第4章 復旧・復興

第1節 民生安定化対策

風水害対策編第4章第1節「民生安定化対策」を準用する。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

風水害対策編第4章第2節「融資・貸付・その他資金等による支援計画」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害対策編第4章第3節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。

第4節 災害復興対策

風水害対策編第4章第4節「災害復興対策」を準用する。

